

三重県公共工事共通仕様書一部改訂内容(平成19年4月1日)

ページ	条	現 行	改 訂	改訂理由
1-18	1-1-25	2. 請負者は、工事完成報告書を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 (3)設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。	2. 請負者は、工事完成報告書を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 (3)設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了し、 これらの資料を工事完成報告書提出時に監督員への提出が完了していること。	内容を明確化
1-28	1-1-39	9. 前各項に係る詳細については、次のとおり交通安全管理を行うものとする。 (1)請負者は安全管理については、次によるものとするが、現場の実状・施工方法等により、これに対応する交通管理を実施しなければならない。 2)交通整理員 請負者は、交通整理員のうち1人は有資格者(公安委員会の検定資格)としなければならない。 なお、有資格者が配置できない場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導、整理の実務経験3年以上の者とする。	9. 前各項に係る詳細については、次のとおり交通安全管理を行うものとする。 (1)請負者は安全管理については、次によるものとするが、現場の実状・施工方法等により、これに対応する交通管理を実施しなければならない。 2)交通整理員 請負者は、交通整理員のうち1人は有資格者(公安委員会の検定資格)としなければならない。 また、三重県内における以下の18路線(以下「指定路線」という)においては、交通誘導警備業務を行う場所(交通規制区間)毎に有資格者を1人以上配置しなければならない。 なお、指定路線以外の路線において、有資格者が配置できない場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導、整理の実務経験3年以上の者とする。 路線 1 一般国道1号 2 一般国道23号 3 一般国道42号 4 一般国道163号 5 一般国道165号 6 一般国道166号 7 一般国道167号 8 一般国道258号 9 一般国道260号 10 一般国道306号 11 一般国道365号 12 一般国道368号 13 一般国道421号 14 県道津関線 15 県道松阪久居線 16 県道鳥羽松阪線 17 県道上浜高茶屋久居線 18 県道四日市菟野大安線 (参考) 平成19年2月13日付け三重県公安委員会告示第18号	改正警備業法(平成17年11月21日)の施行に伴う改訂
1-96	第2節	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成7年10月)	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針(改訂版) (平成18年11月)	のり枠工の設計・施工指針(平成18年11月)改訂
1-103	3-3-5	19. 請負者は、吹付けに使用するモルタル又はコンクリートの配合ならびに水セメント比については、吹付けを行ったのり面で設計基準強度 $c_k = 15 \text{ N/mm}^2$ を満足するように配合試験によって決定しなければならない。	19. 請負者は、吹付けに使用するモルタル又はコンクリートの配合ならびに水セメント比については、吹付けを行ったのり面で設計基準強度 $c_k = 18 \text{ N/mm}^2$ (ただし、枠内等の法面吹付けは 15 N/mm^2 以上) を満足するように配合試験によって決定しなければならない。	
1-130	3-7-1	1. 本節はかご工としてじゃかご、かごマットについて定めるものとする。	1. 本節はかご工としてじゃかご、 ふとんかご 、かごマットについて定めるものとする。	実状に合わせて分かり易い標記に変更
1-131		追加	3. 請負者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cm以下の場合は5cm～15cm、ふとんかごの厚さが40cm以上の場合は、15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	
		3. 条項～9. 条項	4. 条項～10. 条項	3. 条項の追加による条項番号の変更

三重県公共工事共通仕様書一部改訂内容(平成19年4月1日)

ページ	条	現 行	改 訂	改訂理由
2-9	1-5-9	17. 請負者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は、15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	17. 請負者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cm以下の場合は5cm～15cm、ふとんかごの厚さが40cm以上の場合は、15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	実状に合わせて分かり易い標記に変更
10-16	第4条	1 作業に際しては、その区域について監督員の指示を受け、また土地所有者の立会等により誤りのないようにする。 2 次の各号に要する費用は、受託者の負担とする。 一、作業に伴い既設の林内歩道の刈払い等を行う費用 二、林地、林木及び作業員等に対する危険防止費用 三、検査、又は監督に立会うための費用及び検査手直しに係る費用 6 請負者は、伐倒、枝落とし等の作業に使用するチェーンソーのチェーンオイルについては、環境に優しい植物性のチェーンオイルを使用すること。	1 請負者は、施工に先立ち、設計図書に定められた区域について、測量杭及び用地境界等を確認し、測量杭を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。 なお、請負者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。 2 次の各号に要する費用は、請負者の負担とする。 一、作業に伴い既設の林内歩道の刈払い等を行う費用 二、林地、林木及び作業員等に対する危険防止費用 三、検査、又は監督に立会うための費用及び検査手直しに係る費用 6 請負者は、伐倒、枝落とし等の作業に使用するチェーンソーのチェーンオイルについては、環境に優しい植物性のチェーンオイルを使用しなければならない。	実状に合わせて分かり易い標記に変更および語句の修正
10-17	第7条	1 特に指示のない限り全面刈りとし、作業区域内にある造林木以外のすべての雑草を地際から10cm以内に刈払うこと。 2 刈払った雑草は、造林木を被覆しないようその場に残置すること。 3 造林木に損傷を与えないよう十分注意するものとするが、誤って造林木を刈り払う等損傷を与えた場合は、樹種、規格を違しく同等以上のものを植栽し直すものとする。なお、植栽の時期については監督員の指示を受けるものとする。 4 つる類が造林木に巻き付いているときは、根から引き抜くか又は根際から切除すること。	1 請負者は、施工に先立ち、設計図書に定められた区域について測量杭及び用地境界等を測量し、その測量結果を監督員に提出しなければならない。 2 刈り払い方法及び刈り払い高さは、特に指示のない限り全面刈りとし、作業区域内にある雑草を地際から15cm以内に刈り払うこと。また、除地等により下刈が不要な箇所(1箇所の面積が0.01ヘクタール以上)が生じたときは、速やかに監督員に報告し指示を受けなければならない。 3 刈り払った雑草は、造林木を被覆しないようその場に残置すること。 4 造林木に損傷を与えないよう十分注意するものとするが、誤って造林木を刈り払う等損傷を与えた場合は、樹種、規格を違しく同等以上のものを植栽し直すものとする。なお、植栽の時期については監督員の指示を受けるものとする。 5 つる類が造林木に巻き付いているときは、根から引き抜くか又は根際から切除すること。	施工前の起工測量を追加、また、実施が可能な刈り払い高さの変更および標記、語句の修正